

区域外就学許可基準

(平成19年) 藤崎町教育委員会

理 由 の 区 分	内 容	添 付 書 類 等	許 可 期 間
(1)転居による事情	①町内に家を新築するなど転入予定のため、あらかじめ転入先の学校に通わせたい。	建築確認書など、入居が確実であることがわかる書類	必要と認められる期間
	②学期の途中で転居するが、子供には区切りのよい時期まで(学期末など)現在の学校に通わせたい。		学期末など
	③転居するが、子供が最終学年(小学校6年生、中学校3年生)なので、卒業まで現在の学校に通わせたい。		卒業まで
(2)身体的な事情	④身体的理由により通学に支障がある場合。	医師の診断書等事由を証明するに足りる書類	申請の状況が解消されるまでの期間
	⑤指定学校に障害の種類に応じた特別支援学級がないため。		必要と認められる期間
(3)家庭の事情	⑥何らかの理由により住民票を異動できないが、町内に住んでおり、子供を校区の学校に通わせたい。	現住所を確認できる書類	必要と認められる期間
(4)教育的な配慮	⑦現在又は過去のいじめ又は深刻な悩みにより、指定学校への就学が困難なため。	校長の意見書	必要と認められる期間
	⑧不登校を解消するため。		
	⑨友人関係又は教育環境を維持するため。		
(5)その他	⑩その他の特別な事情があり教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたとき。	教育委員会等の審議議決	必要と認められる期間